

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(徴収金の納付又は納入の手続)</p> <p>第23条 納税者若しくは特別徴収義務者（法第11条第1項に規定する第二次納税義務者及び法第16条第1項第6号に規定する保証人を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は第三者が徴収金を納付し、又は納入する場合においては、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項</u>の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者に払い込まなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する広域振興局（第6条の規定に基づく徴収の引継ぎがあった徴収金については、その引継ぎを受けた広域振興局又は規則で定める県の機関）の出納員（規則で定めるものに限る。第25条において「出納員」という。）に納付し、又は納入することを妨げない。</p>	<p>(徴収金の納付又は納入の手続)</p> <p>第23条 納税者若しくは特別徴収義務者（法第11条第1項に規定する第二次納税義務者及び法第16条第1項第6号に規定する保証人を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は第三者が徴収金を納付し、又は納入する場合においては、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u>の規定により県税の収納に関する事務の委託を受けた者に払い込まなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する広域振興局（第6条の規定に基づく徴収の引継ぎがあった徴収金については、その引継ぎを受けた広域振興局又は規則で定める県の機関）の出納員（規則で定めるものに限る。第25条において「出納員」という。）に納付し、又は納入することを妨げない。</p>
<p>(法人の均等割の課税免除)</p> <p>第35条 地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項</u>の認可を受けた地縁による団体で収益事業を行わないものに対しては、法人の均等割を課さない。</p>	<p>(法人の均等割の課税免除)</p> <p>第35条 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で収益事業を行わないものに対しては、法人の均等割を課さない。</p>
<p>(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する種別割の課税免除)</p> <p>第112条 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により種別割を免除する。</p>	<p>(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する種別割の課税免除)</p> <p>第112条 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車（前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対しては、申請により種別割を免除する。</p>

<p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、<u>同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う社会福祉法人が所有する自動車</u>で直接その本来の事業の用に供するもの</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の3第2項の規定に基づく障害児通所支援事業等のうち、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は<u>同条第3項に規定する放課後等デイサービスを行う社会福祉法人が所有する自動車</u>で直接その本来の事業の用に供するもの</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき県税の収納に関する事務をなお従前の例により行わせる場合におけるこの条例による改正後の岩手県県税条例第23条の規定の適用については、同条中「受けた者」とあるのは、「受けた者若しくは地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により県税の収納に関する事務を行う者」とする。